

製品安全データシート

会 社：日興製薬株式会社
 住 所：岐阜県羽島市上中町一色 467 番 1
 担当部門：品質管理部
 電話番号：(058)-398-2576
 FAX 番号：(058)-398-5863
 作成・改訂：2011 年 4 月 1 日

整理番号：

製品名		70%消毒用イソプロパノール「ニッコー」
物質の特定	単一製品・混合物の区別	単一製品
	化学名及び分子量	イソプロピルアルコール、2-プロパノール 60.09
	成分及び含有量	イソプロピルアルコール 68.0~72.0vol%
	化学式又は構造式	(CH ₃) ₂ CHOH
	官報公示整理番号	化審法 (2)-207
	CAS No.	[67-63-0]
	国連分類及び国連番号	3 [1219]
危険有害性の分類	分類の名称	引火性液体、急性毒性物質
	危険性	<ul style="list-style-type: none"> 揮発性で可燃性の液体、空気と混合すると爆発性混合ガスを作りやすい。 蒸気は空気より重いので、低い場所に滞留しやすい。
	有害性	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気を吸入すると中枢神経に作用し催眠、頭痛、麻酔を引き起こし、重い場合には昏睡に陥り死亡する。 エチルアルコールと比べ麻酔作用、毒性ともに強い。
応急措置	眼に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> 清浄な水で最低 15 分間洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受ける。
	皮膚に付着した場合	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。触れた部分を水で洗い流す。
	吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させる。呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。直ちに医療処置を受ける。
	飲み込んだ場合	無理に吐かせずに、直ちに医師の診断を受けさせる。
火災時の措置	消火方法	<ul style="list-style-type: none"> 火元への燃料源を断ち、消火剤を使用して消火する。 スプレー水で火災に曝露されている表面を冷やす。棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合があるので避ける。 消火作業は風上から行い、消火を行う人は場合によっては呼吸保護具を装着する。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
	消火剤	粉末、二酸化炭素、泡（アルコールが望ましい）、ハロゲン化合物

漏出時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風下の人を退避させる。漏出した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに取り除く。消火用機材を準備する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。 ・ 少量の場合、漏洩液はおが屑、ウエス、砂などに吸収させて空容器に回収する。 ・ 多量の場合、土砂などでその流れを止め、液の表面を泡で覆い得るだけ空容器に回収する。火花を発生しない安全なシャベルなどを使用するのが望ましい。下水等に入り込まないように注意する。 	
取扱い及び保管上の注意	取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法、消防法等の関連法規に準拠して作業する。 ・ できるだけ眼、皮膚に触れないようにし、必要に応じ保護眼鏡、保護手袋等を着用する。 ・ 蒸気の発散をできるだけ抑え、作業環境を許容濃度以下に保つように努める。 ・ 取扱い後は手洗い、うがいを行い、作業衣等に付着した場合は着替える。 ・ 取扱い場所では、火気、火花、アークを発生する物又は高温点火源を使用しない。 ・ 保管の際には、上記のほか直射日光を避け、高温物を近づけない。 ・ 強酸化剤との接触を避ける。 ・ 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 ・ 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。 ・ 容器には、溶接、加熱、穴あけ等しないで下さい。残留物が発火することがある。
	保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蔵場所には、ボイラー等熱源のある場所を避け通風を良くし、換気の悪い場所や低所に貯蔵しない。 ・ 容器は密栓して換気良好な冷所に一定の場所を定め保管する。 ・ 容器から出し入れするときは、こぼれないようにする。 ・ 容器はみだりに転倒、落下、衝撃、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。 ・ 子供の手の届かない所に保管する。
曝露防止措置	管理濃度	400ppm (イソプロピルアルコールとして)
	許容濃度	日本産業衛生学会勧告値 (TWA) 400ppm、980mg/m ³ (1994年) ACGIH 勧告値 (TWA) 400ppm、980mg/m ³ (STEL) 500ppm、1,225mg/m ³ (1994年) (イソプロピルアルコールとして)
	設備対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気の発生源を密閉する設備又は局所排気措置を設ける。 ・ 取扱い場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策を講じる。
	保護具	防毒マスク (有機ガス用9、送気マスク、空気呼吸器、保護眼鏡、耐油性 (不浸透性) の手袋、長靴、前掛 (静電気防止対策用を用いる)
物理・化学的性質	外観	無色透明・芳香臭のある揮発性液体
	比重	0.918~0.931 (20/20℃)
	溶解性	水・アルコール・エーテルに易溶

危険性情報 (安定性・反応性)	安定性・反応性	通常の取扱い条件においては安定
	発火性 (自然発火、水との反応性)	なし
	酸化性	なし
	自己反応性・揮発性	なし
有害性情報	急性毒性 (イソプロピルアルコールとして)	ラット；経口 LD ₅₀ 5,840mg/kg ヒト；経口 TDL ₀ 15,710mg/kg ラット；吸入 LC ₅₀ 22,500mg/kg ヒト；吸入 LCL ₀ 400mg/kg
	皮膚腐食性	繰り返し触れると皮膚に炎症を起こすことがある。
	感作性（吸入）	麻酔作用があり、頭痛、眩暈、嘔吐を起こすことがある。
	亜急性毒性	ラットの飲料水中、0.5～10.0%の IPA を混入して 27 週間与えたところ体重増加の抑制はみられたが、脳、下垂体、肺、心、肝、腎、副腎に異常は観察されなかった。
	刺激性	・眼（兎）70%を 0.1mL 滴下、結膜の赤変、角膜の混濁、一過性の虹彩炎等が認められた。 ・皮膚（兎）傷及び無傷の部分に対して刺激性なし。
	変異原性	Ames Test で突然変異性は認められていない。
	催奇形性	1.5、1.4、1.3g/kg・日両親とその後の 2 世代のラットに投与したところ、第 1 代の早期発育の遅延を除き、成長、生殖因子、胎児及び生後の発育等には影響が現れなかった。
	発ガン性	アメリカの IPA 製造工場における 1943～1966 年に就業した人の疫学調査では特に IPA による発ガンと認められる事例はないとの報告がある。
環境影響情報	分解性	BOD ₂₀ 1.68 10mL/L 非馴化汚泥 (イソプロピルアルコールとして)
	魚毒性	TLm96 (ウグイ類) 11,130mg/L 各種魚類の TLm (24, 96 時間) 20-40mg/L 各種甲殻類の LC ₅₀ (96 時間) 20-110ppm (イソプロピルアルコールとして)
廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄は焼却によって行い、その方法は次のいずれかによる。 <ul style="list-style-type: none"> * おが屑、ウエス等に吸収させ開放型の焼却炉で焼却する。 * 焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。 ・空容器を廃棄する場合は、内部に付着したものを水洗等で完全に除去した後に処分する。 ・IPA を含む排水は活性汚泥等の処理を行ってから排出する。 	
輸送上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・車両によって運搬する場合、荷送人は運送人に運送注意書を交付するのが望ましい。 ・運送に際しては容器の漏れのないことを確かめ、落下、転倒、衝突を避ける。 ・タンク車、ローリー等の荷役時は、車止めをし、ホース等の結合を確認する。又、ホースの脱着時はホース内の残留物の処理を完全に行う。 ・その他消防法などの法令に定めるところに従う。 	
適用法令	消防法	危険物第 4 類 引火性液体；アルコール類（指定数量 400L）
	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令別表 1 危険物；引火性の物 ・ 有機則第 1 条施行令別表第 6 の 2 第 2 種有機溶剤 ・ 施行令第 18 条；名称を表示すべき有害物 ・ 施行令第 18 条の 2 別表第 9；名称等を通知すべき有害物（632 物質）No. 492 プロピルアルコール

化学物質管理促進法 (PRTR 法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 種指定化学物質 (354 物質) : 該当物質なし ・ 第 2 種指定化学物質 (81 物質) : 該当物質なし
船舶安全法	危規則第 3 条危険物告示別表第 5 ; 引火性液体類、中引火点引火性液体
航空法	施行規則第 194 条危険物告示別表第 3 ; 引火性液体
産業廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物 政令 2 の 4 ; 廃油

* この情報は新しい知見に基づき改訂されることがあります。

* ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要です。本品の適正に関する決定は使用者の責任において行って下さい。

記載内容の問い合わせ先

会 社 : 日興製薬株式会社

担当部門 : 品質管理部

電話番号 : (058)-398-2576

FAX 番号 : (058)-398-5863